## アドバイス・レポート

平成24年4月5日

平成23年12月1日付けで第三者評価の実施をお申込みいただいた 社会福祉 法人京都福祉サービス協会伏見事務所 につきましては、第三者評価結果に基 づき、下記のとおりアドバイスをいたしますので、今後の事業所の運営及びサ ービスの提供に役立ててください。

- ころの従民に役立し	
記特に良かった点とその理由(※)	II (1) 8 質の高い人材の確保 協会本部にて常勤率等の把握に努めておられる為、欠員が生じた場合でもチームマネージャーレベルのOB職員によるサポート体制を確立されておられます。 III (5) 22 業務マニュアルの作成 協会発刊図書「訪問介護ハンドブック」を全職員に配布されておりいつでも業務の確認が出来るよう配慮されております。 IV (3) 37 質の向上に対する検討体制 38 評価の実施と課題の明確化 サービスの質の向上のため、ケアマネジメント委員会を開催し情報を共有、また内部評価委員会より評価を受けて課題を明確にし、次年度の事業計画に反映されていま
	すし、第三者評価を毎年受診されその指摘事項を改善努 力されています。
特に改善が 望まれる点と その理由(※)	III (3) 17 個人状況に応じた計画策定 利用者へのサービスに応じた定期的なアセスメントが 不定期であり、利用者へのアセスメントが出来ていない ケースも見受けられました。 IV (2) 35 意見・要望・苦情への対応とサービスの改善 部外者で構成する第三者委員会はあり、苦情の内容は討議されていますが、苦情相談窓口として法人事務局の電話番号を記載されています。
具体的なアドバイス	・利用者への定期的なアセスメントについては、サービス担当責任者が最終的に確認を必要とし、月単位でアセスメントを実施できているかどうかケースファイルにシグナルカード等で確認できるように工夫されてはいかがでしょうか。 ・苦情相談窓口が法人事務局となっていることは第三者の立場ではないと思われます。部外者構成の第三者委員会の活用を考えられてはいかがでしょうか。  ③利用者に対するパンフなどはありますが、利用者やその家族に対して地域事務所の独自性などを広報するオリジナルパンフを作成されてはいかがでしょうか。また定期的に開催されている理事会は一見オープンな状態ですが、その場での意見交換などが無いようです。より開かれた運営が組織を強化するのではないでしょうか。今後も質の高いサービス提供を強化され、より一層地域、利用者から頼れる事業所になっていただけることを期待いたします。  ※に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントを「評価結果

<sup>※</sup>それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントを「評価結果 対比シート」に記載しています。

## 評価結果対比シート

事業所番号	2670900097
事業所名	社会福祉法人京都福祉サービス協会 伏見事務所
受診メインサービス (1種類のみ)	訪問介護
併せて評価を受けた サービス(複数記入可)	介護予防訪問介護
訪問調査実施日	平成24年1月24日
評価機関名	社団法人京都私立病院協会

	ᆎᅚ		<b>'</b> ' ' ' '	T	= 17./7	
大項目	中項 目	小項目	通番	評価項目		山石 未 第三者評価
T		 ビスの基本方 <b>:</b>		 «በ έቷ		*-4"
1 フト	ラザー	ころの基本力	PT C	木上 柳北		
	(1)組絹	せの理念・運営方	針			
		理念の周知と実 践	1	組織の理念及び運営方針を明確化・周知している。また、法人 の経営責任者(運営管理者含む)及び事業所のスタッフ全員 が、理念及び運営方針に沿ったサービスの提供を実践してい る。	A	A
		組織体制	2	経営責任者(運営管理者含む)は、公正・適切なプロセスで意 志決定を行い、組織としての透明性の確保を図っている。	А	Α
		(評価機関コメント)	ı	法人理念と運営方針は明確で介護サービスの提供はこの方針に基 に職員全員が結束式を行って新たに再確認をされています。また ト結果や法人の動向などを記載した機関紙を配送されています。 会運営方針については各事業所の意向を基として策定されていま 加や伝達方法に工夫が必要ではないでしょうか。	、利用者は 理事会運	こアンケー 営による協
	(2)計画	<b>面の策定</b>				
		事業計画等の策 定	3	組織として介護サービスの向上に向けた計画を策定するととも に着実に実行している。また計画策定には多角的な視点から課 題を把握している。	Α	Α
		業務レベルにおけ る課題の設定	4	各業務レベルにおいて課題が設定され、各部門全体が課題の達 成に取り組んでいる。	Α	Α
		(評価機関コメント)		法人組織として全体の事業所に対する明確な中・長期の目標設定 理シートによる見直しを行っておられます。広域な範囲を受け持 汲み取った上でチーム制を採用した運営をされており、事業所内 などよく工夫されています。	ち地域の特	特性なども
	(3)管理	<b>書等の責任と</b> り	リーク	<b>ボーシップ</b>		
		法令遵守の取り 組み	5	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組みを行っている。	Α	Α
		管理者等による リーダーシップの 発揮	6	経営責任者又は運営管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し、事業運営をリードしている。	Α	Α
		管理者等による状 況把握	7	経営責任者又は運営管理者は、事業の実施状況等を把握し、い つでもスタッフに対して具体的な指示を行うことができる。	А	Α
	管理者は22年勤務されたベテランであり介護サービスに対する理解度が高く、業務の執行や職員に対する指示・指導については全く問題はありませんし、緊急時への対応についても責任の所在と権限委譲により確立されています。職員に対しても不定期に個別相談に応じておられ、強固な信頼関係を築いておられます。					

大項目	中項	小項目	通	評価項目		插果				
		- 7	番	ᇚᄤᇧᆸ	自己評価	第三者評価				
Ⅱ組織	数の連合	営管理								
	(1)人材	1)人材の確保・育成								
		質の高い人材の 確保	8	質の高い介護サービスを提供できる人材の確保のために、必要な人材や人員体制についての管理・整備を行っている。	А	Α				
		継続的な研修・O JTの実施	9	採用時研修・フォローアップ研修等を実施し、段階的に必要な知識や技能を身につけることができる。また業務を通じて日常的に学ぶことを推進しており、スーパービジョンを行う体制がある。	А	А				
		実習生の受け入 れ	10	実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし、体制を整 備している。	А	Α				
		(評価機関コメント)		介護職員の人材確保については協会本部が集約されているため、合でもサポート体制がとられるように整備されているため、利用への影響は少ないと思われます。新規採用者については、3ヶ月間が導入されていますが、個人差が生じる場合があるためチェックれてもよいのではないでしょうか。	者へのサ <sup>い</sup> 引プリセフ	ービス提供 ゜ター制度				
	(2)労偅	<b>カ環境の整備</b>								
		労働環境への配 慮	11	質の高い介護サービスを提供することができるよう、スタッフ の労働環境に配慮している。	Α	Α				
		ストレス管理	12	スタッフの業務上の悩みやストレスを解消するために、具体的な取組みを行い業務の効率を高めている。また、スタッフが充分にくつろげ、心身を休めることができる休憩場所を確保し必要な環境を整備している。	А	А				
		育児休暇や病気休暇等の補充体制の一つとして、サポート職員OBが起用されるため、 利用者のニーズに出来るだけ近づけられる様に配慮されております。この制度は、 協会ならではの充実した制度ですばらしい取り組みだと思います。								
	(3)地垣	ばとの交流								
		地域への情報公 開	13	事業所の運営理念を地域に対して開示し、広報するとともに、 利用者と地域との関わりを大切にしている。	Α	Α				
		地域への貢献	14	事業所が有する機能を地域に還元している。	Α	Α				
		(評価機関コメント)		毎年地域の小学校へ出向き、小学生への「認知症サポート学習」 ます。また事務所のある板橋学区内の小規模多機能施設の「板橋の 賛され専門性を地域に広く知ってもらえる様な取り組みをされて	り町屋ほっ	こり」と協				

大項目	中項目	小項目	通番	評価項目		5結果 第三者評価				
II 適	Ⅲ 適切な介護サービスの実施									
	(1)情報提供									
		事業所情報等の 提供	15	利用者(希望者含む)に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	Α	Α				
		(評価機関コメント)	)	本部広報よりホームページやパンフレットが作成されており、利 内容での情報の提供に努力されております。	用者に分れ	かりやすい				
	(2)利用	契約								
		内容・料金の明示 と説明	16	介護サービスの利用に際して必要となる内容や料金について、 利用者に分かりやすく説明し同意を得ている。	А	Α				
	(評価機関コメント)			契約にあたっては、契約書・重要事項説明書に従い、内容や料金 く説明されております。また、保険外サービスについてもパンフ 明されているため利用者にとって理解しやすいと思います。						

(3)個別	川状況に応じた計	十画领	策定		
	アセスメントの実 施	17	利用者一人ひとりの心身の状況や生活状況を踏まえたうえでア セスメントを行っている。	В	В
	利用者・家族の希 望尊重	18	個別援助計画等の策定及びサービスの提供内容の決定に際して、利用者及びその家族の希望を尊重している。	А	Α
	専門家等に対する意見照会	19	個別援助計画等の策定に当たり、必要に応じて利用者の主治 医・OT/PT・介護支援専門員・他のサービス事業所等に意見を照 会している。	А	А
	個別援助計画等 の見直し	20	定期的又は必要に応じて、個別援助計画等の見直しを行ってい る。	А	Α
	(評価機関コメント)	)	対・利用者における定期的なアセスメントは、是非必要となりま 組みを望みます。	すので積	極的な取り
(4)関係	系者との連携				
	多職種協働	21	利用者の主治医をはじめ、関係機関との間で、連携体制又は支 援体制が確保されている。	Α	Α
	(評価機関コメント)	)	医療機関との連携は、介護支援専門員からだけの待ちうけ姿勢の極的なアプローチが望まれます。	みではな	く、より積
	業務マニュアルの 作成	22	事業所業務について、標準的な実施方法(業務マニュアル・手順等)が整備され、スタッフに活用されている。標準的な実施方法は自立支援につながり、事故防止や安全確保を踏まえたものになっている。	А	А
	サービス提供に係る記録と情報の保護		利用者の状況及びサービスの提供状況等が適切に記録されており、管理体制が確立している。	А	А
	職員間の情報共 有	24	利用者の状況等に関する情報をスタッフ間で共有化している。	Α	Α
	利用者の家族等 との情報交換	25	事業者はサービスの提供にあたって、利用者の家族との情報交換を行っている。	Α	Α
	(評価機関コメント)	)	各職員においては訪問ハンドブックの配布がされており、常時、 りが出来るように努められています。サービス提供にあたっては 面接等を定期的に組み入れ、家族の意向も吸い上げられるような います。	、利用者の	の家族との
(6)衛生	· 上管理				
	感染症の対策及 び予防	26	感染症の対策及び予防に関するマニュアルの作成等により、ス タッフ全員が感染症に関する知識をもってサービスの提供を 行っている。	А	А
	事業所内の衛生 管理等	27	施設(事業所)内における物品等の整理・整頓及び衛生管理を 行い、効率的かつ安全なサービスの提供を行っている。	Α	Α
	(評価機関コメント)	)	パート職員においては、利用者宅へ自宅より直行・直帰のケース 防対策等の周知徹底が難しいと考えられますが、協会発刊「医療 各職員への教育指導に繋げておられます。		
(7)危機	幾管理				
	事故・緊急時等の対応	28	事故や緊急時、災害発生時等における対応等を定めたマニュアルがあり、年に1回以上、必要な研修又は訓練が行われている。	А	В
	事故の再発防止 等	29	発生した事故等に係る報告書や記録を作成し、事故の再発の防止のために活用している。	Α	А
	(評価機関コメント)	)	防災訓練等、必要な訓練は毎年実施されておりますが、サービス ての災害発生時の連携を含めたマニュアル作成が望まれます。	提供先や対	地域におい

大項目	中項	小項目	通	評価項目		結果			
	<u> </u>		番		自己評価	第三者評価			
IV 利月	Ⅳ利用者保護の観点								
	(1)利用者保護								
		人権等の尊重	30	利用者本位のサービス提供及び高齢者の尊厳の保持に配慮した サービス提供を行っている。	Α	Α			
		プライバシー等の 保護	31	利用者のプライバシーや羞恥心について、常に問題意識をもっ てサービスの提供を行っている。	Α	Α			
		利用者の決定方 法	32	サービス利用者等の決定を公平・公正に行っている。	Α	Α			
		(評価機関コメント)	١	法人として蓄積した教育・研修・事例集などを発刊して教材とし ベーションの向上に努めておられ利用者のプライバシーや羞恥心 ています。新規受理簿を作成して利用者の必要度の高い方から受 す。	に対して	も配慮され			
	(2)意見	・要望・苦情への	の対	応					
		意見·要望·苦情 の受付	33	利用者の意向(意見・要望・苦情)を広く拾い上げ、収集する 仕組みが整備されている。	Α	Α			
		意見・要望・苦情 等への対応と サービスの改善	34	利用者の意向(意見・要望・苦情)に迅速に対応するととも に、サービスの向上に役立てている。	Α	А			
		第三者への相談 機会の確保	35	公的機関等の窓口に相談や苦情を訴えるための方法を、利用者 及びその家族に周知している。	Α	В			
		(評価機関コメント)	1	利用者からの苦情は、対応マニュアルで対応されています。週1 ング、年1回のアンケート調査にて利用者の意見、要望等を本部 結果を全体チーム会議で全員が共有して再発防止に努められてい 善状況などを発信されては如何でしょうか。	で収集・分	分析された			
	(3)質 <i>0</i> .	向上に係る取約	<u>A</u>						
		利用者満足度の 向上の取組み	36	利用者の満足度を把握し、サービスの質の向上に役立ててい る。	Α	Α			
		質の向上に対す る検討体制	37	サービスの質の向上に係る検討体制を整備し、運営管理者を含 む各部門の全職種のスタッフが積極的に参加している。	Α	Α			
		評価の実施と課 題の明確化	38	サービス提供状況の質の向上のため、定期的に評価を実施する とともに、評価結果に基づいて課題の明確化を図っている。	А	Α			
		(評価機関コメント)		法人主体のアンケートは年1回行われ、利用者には円グラフでの 送されています。その内容は事務所にフィードバックされ職員全 れています。また毎年受診の第三者評価のアドバイスレポートを でおられていることは高く評価できます。	員で会議は	こて検討さ			